

## 議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年1月22日（金）

開 会（午後2時1分）

### 【議 事】

#### 政治倫理条例の改正案について

越阪部委員長

石原委員に清書していただいた条文案に基づき、前回の意見を反映したもので、一条文ずつ確認していきます。

荻野委員

前回の委員会の中で確認した内容と委員長がやろうとしていることがずれているという認識がある。今日は、本来であればもうそういう段階ではないという認識のもと、私も委員会に出席している。私としては、前回不信任動議を提出したが、その準備をしたいので休憩を取っていただきたい。

越阪部委員長

今回は、法律的に照らし合わせた結果、確認しておいたほうがよいことについて検討をしました。その後、一条ごとに確認をするという手順を取るつもりでしたが、動議があったので、審議が途中になっているという認識です。今回は、前回していなかった一条ごとの確認をした上で、合意できないところは外し、決まった部分についてパブリックコメントの手続き等へ進んでいくことになっておりました。

休 憩 （午後 2 時 5 分）

再 開 （午後 3 時 3 1 分）

## 委員長不信任動議について

島田副委員長

休憩中に石原委員から委員長不信任動議が提出されました。

委員長不信任動議の件を議題とし、委員会条例第18条により、越阪部委員長の退席を求めます。

(越阪部委員長退席)

島田副委員長

動議の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

石原委員

1月15日に開催された委員会は、当初、政治倫理条例改正案についてパブリックコメント手続を行うための最終確認を目的としていたにもかかわらず、越阪部委員長はそのための努力を怠ったばかりか、委員長という立場にふさわしくない発言を繰り返し、議事運営を著しく妨げました。その結果、否決はされたものの、委員長不信任動議の提出に至った経緯がすでにあります。

また、本日の委員会においても、パブリックコメント手続を行うための政治倫理条例改正案を取りまとめ、各委員に提示することになっていたにもかかわらず、そのための努力を怠りました。

これらの行為は、所沢市議会委員会条例第11条の、委員長は委員会の議事を整理し秩序を保持する、との規定にも抵触するものです。本委員会に期待されるミッションには、議会BCPの策定、政治倫理条例の改正のほか、議会基本条例の見直しも残されており、計画性と当事者意識に乏しい越阪部議員がそのまま委員長の職にとどまることにより、今後の委員会

運営に大きな支障を来すことは十分に予見できるものです。

以上の理由から、越阪部議員に自ら委員長職を退くよう促すことが最善の手段であると判断し、本動議を提出しました。

**【質 疑】** な し

**【意 見】** な し

**【採 決】**

島田副委員長

委員長不信任動議については、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

島田副委員長

挙手多数と認め、委員長不信任動議は可決されました。

休 憩 ( 午後 3 時 3 5 分 )

( 休憩中に、副委員長は別室で委員長に結果の報告を行った。 )

再 開 ( 午後 3 時 3 8 分 )

( 越阪部委員長入室 )

## 散会の動議について

荻野委員

本日の委員会はここで散会していただきたい。

越阪部委員長

荻野委員から散会の動議がありましたので、この件をただちに議題とします。

### 【採 決】

越阪部委員長

本動議に賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

越阪部委員長

挙手多数と認めます。よって、本動議は可決されました。

本日の会議を散会します。

散 会 ( 午 3 時 3 9 分 )